

◇ 深 澤 均 君

○議長（伊藤福章君） 次に、8番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（8番 深澤 均君 登壇）

○8番（深澤 均君） まず初めに、戸沢議員のご逝去に伴って、心からご冥福をお祈り申し上げます。続きまして、通告に従いまして質問させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。一つ目は、美郷町老人福祉計画についてでございます。

先ほど大曲仙北広域市町村圏組合の介護保険事業計画との整合性を図った形でアンケート調査の結果なども加えてその計画が示されたところであります。人口が減少していく中、高齢者だけが増加していく現状、介護サービスの質の確保や行政支援のあり方が今後の課題と思われまます。今年度からは介護保険料、そして報酬ともアップし、利用者家庭にとっては今の経済状況とあわせて負担が増加している現状にあります。そんな中、あちらこちらから聞こえてくるのが、「何しておれの家さはおしめねえのよ」あるいは「要介護4・5に限らず必要とする方に広く支援してほしい」という声であります。そこで、要介護2・3まで介護用品などの支援を拡充できないかお伺いをしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、美郷町においては、寝たきりや認知症の高齢者の方を常時在宅において介護している家族などに対して、紙おむつや尿とりパットといった介護用品を給付し、在宅福祉の向上を図ることを目的とした美郷町介護用品給付事業を実施しております。この事業により介護用品の給付対象となりますのは、議員ご指摘のとおり排尿や排便に係る介護の必要性が非常に高く、在宅での介護に困難が予想される、介護保険法に規定する要介護認定により要介護4または5といった、いわゆる重度者と判定された方などとしております。

大曲仙北広域市町村圏組合を構成する大仙市及び仙北市においても、要介護4及び5の方を在宅で介護する家族に介護用品を給付する同様の事業を実施しておりますが、両市においては要介護度や在宅といった条件のほか、住民税非課税など所得要件を設けているのに対し、美郷町では住民税が課税されている方も給付対象としており、また、要介護4及び5の方に加え、特別障害児童福祉手当を受給している方をも給付対象としているため、両市に比べより広い範囲の方が給付を受けられる仕組みとなっております。具体的には、平成20年度の当該給付事業の給付実績を

見た場合、美郷町では2カ月に1度の給付を行っており、給付1回当たりの人数平均152人のうち、町民税非課税者は21人、課税者は131人となっております。仮に大曲仙北広域市町村圏組合の構成市と同様な所得要件、例えば町民税非課税者のみを対象とする条件にした場合、131人の方が給付対象から外れることとなります。このように既に大曲仙北広域市町村圏組合の構成市よりも給付対象の範囲が広がっていることから、給付対象者を現行の要介護4または5から要介護2や3の方にまで拡充することについては、現在のところ考えておりません。

しかし、引き続き介護保険制度の動きや近隣自治体の状況などは十分に注視してまいりますので、その状況変化等を踏まえながら制度見直しを含めた対応については適切に判断してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 8番、深澤 均君。

○8番（深澤 均君） ここにあるのは、せんだって配付されました大曲仙北広域市町村圏組合の介護保険事業計画でありますけれども、美郷町の老人福祉計画もこれに沿った形で行われているということでありました。その中で、46ページですけれども、「介護を行う上で困っていること」というアンケートがございます。1番には「介護の精神的負担が大きい」、2番目が「利用料の負担が大きい」ということで、それにこたえた形の支援事業をしているわけですけれども、その下に介護区分ごとのアンケートも載せられております。それは、利用料の負担が大きいと感ずる方でございますけれども、要介護3が31.2%、要介護4が33.3%、要介護5が27.7%ということで、必ずしもその利用負担を重く感ずる方と要介護の度数といえますか、それとは一致していないという現状にあります。私も20年ほど両親を介護して、いささか経験があるわけですけれども、例えば食事どきの介護の状況を思い出しますと、要介護3・4の方は、その介護状況にもよりますけれども、その介護者の状態に応じてスプーンなり食器なり、スプーンは握力が弱ければ握りの大きいものとか口先に持っていくときに変化するものとか、それから食器でいえば自分で食べられるように滑りどめのついた物を準備するとか、いろいろ準備しなければならない状況にあります。介護度5になりますと、ほとんどもう介護者が食事を世話するというようなことで、ほとんど一般的なもので済むわけでありまして、そこら辺が今の経済的負担を軽減するという目的からすると、ちょっと町の思いと現場との認識のずれがあるのではないかなと思ってございます。そういうことで、その辺のところ、経済的負担を軽減する目的であれば、介護度ではなくて別の検討の仕方もあるのではないかなと思ってございますけれども、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

介護保険の制度に従って要介護度を判定し、その要介護度の状況に応じてサービスを提供するというものが介護保険の本旨でありますので、深澤議員がおっしゃった経済的負担の軽減というのは、介護保険の必要なサービスを必要な方に供給するという観点とまた別次元の議論であろうというふうに思います。

現在、要介護4並びに5の方に支給している事業については、任意事業として介護保険の中で対応しているわけですが、拡大するとした場合、介護保険で対応するとすれば、保険料に反映されていくこととなります。また、町としては、先ほど申しましたとおり、町単独事業として広げている部分では、他市に比べて格段と広くその対象を拾い上げているということで、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 8番、深澤 均君。

○8番（深澤 均君） 同じく、介護保険、この冊子にあるわけですが、ここの中に「介護サービス事業者の現状」という報告がなされてございます。平成19年度総事業収支については、「やや赤字」または「大幅な赤字だった」と答えた事業者が4割を超えているということで、厳しい経営状況が伺えることから、多くの事業者で効率的な運営が必要であるというふうに述べられてございますが、効率的な運用という面で極端な言い方をしてみますと、少ない人数で多くの介護者を抱えるのが一番効率的な状況なわけでありますので、いささか何ていうか、そういう意味ではないにしても心に引っかかるものがあるわけですが、そういう中で、ちまたに伝え聞くとおきによりますと、問題行動が限度を越している方が入所の退所をお願いされるというようなケースもあると聞いております。その家族によりますと非常に困った事態でありまして、なかなか次の受け手が見つからないというような事態も発生しているようでございまして、本当に町長とてこれを一気に解決する方策はないと思いますけれども、その点について今の保険者の一人として現状を、これからの介護に関する見通しみたいなものをお伺いできればと思います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） ただいま議員の方からご紹介ありました問題行動を起こす者に対して退所というふうな話があるということについては、非常に実務的な話でありますので、担当課長の方に説明させます。その上で、今後の介護の見通しということですが、介護保険は計画を3年ごとに見直すことになっております。その3年間の中で情勢の変化に応じ適切に対処できるような計画を次期計画に盛り込むという趣旨でありますので、深澤議員がご心配されていることも含めて次期計画の中で拾い上げられるものは拾い上げていく。また、法の趣旨、介護保険法の趣旨をか

んがみた場合に、個人の責任において頑張っていただく部分との仕分け、こういった部分についてもその見直しの中で議論されていくんだろうというふうな見通しを持っています。以上です。

○議長（伊藤福章君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 議員ご指摘の拘束がありますというようなケースは、多分老人福祉施設等々ではなくて、ショートかなんかご利用なさっている方にはよくあるケースかと考えられます。拘束は、原則的には命にかかわる、もしくはそれ以外の手段がない、もしくは緊急避難的、一時的なものであると、少なくともこの3点がクリアしなければできません。多分退所を願うというのは、なかなか施設では対処し切れないのでどうですかというお話だったのではないのでしょうか。いずれ施設としてはその辺がなかなか痛しかゆしのところでございまして、見守るとなれば手間もかかります。かといって施設であれば退所していただくということもできないので、その辺はなかなかケース・バイ・ケースで難しい問題かなと思います。

それから、施設において経済的になかなか大変だというお話がございました。先般の介護保険改定で、3%上がりました。施設の恩恵はその施設でさまざまなわけがございますけれども、なかなかすべての要件において3%上がるというわけにはいかないわけで、その辺は多分50人前後の特養さんが一番厳しいと聞いています。その拘束につきましても、それから今のようなその介護保険制度のあり方につきましても、検討しながら、見守りながら進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（伊藤福章君） 8番、深澤 均君。

○8番（深澤 均君） それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。

施設型農業の振興策についてでございます。今年度から県の“今こそチャレンジ”農業夢プラン応援事業が2年の期間で新たにスタートしたところでありますけれども、町も県の要綱に基づいて助成を行っており、初期投資の大きい施設利用型農業に取り組む農業者にとっては力強い味方であります。補助残については国・JA等のリース事業を利用し、五、六年で実質償還している現状であります。今のパイプハウス等は15年以上の耐用年数があり、希望者自身が年齢及び体力、そして初期投資などを考えたとき、多くの人がちゅうちょし断念している現実があります。

また、今の雇用不安の中、これを機会に農業へ挑戦しようという方も同様の状況でありまして、実際使わなくなったパイプハウスなど土地ごと貸してくれる方がいないものかと相談をかけられることもありました。そこで、これらの課題に向かい農業の振興の一つとして、町民だれもがチャレンジできるハウス団地など、議長の許しを得て資料を添付させてもらいましたけれども、集約しますと、町がパイプハウスなどを取得し、町がリースするような事業が美郷町でもできない

ものか伺います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

施設型農業については、農業経営の複合化の定着拡大のために、これまでも県の農業夢プラン応援事業とともに町のかさ上げ支援や町単独事業による意欲のある担い手に対して支援を実施してきていることは、議員もご理解のとおりです。そのため、昨年度の実績では9棟、本年度の見込みでは22棟のパイプハウスが導入される予定で、園芸施設は着実に増加してきているところで

す。

また、町内でのパイプハウスの貸与については、農業協同組合の営農センターで相談活動を行っており、ここ3カ年で4件ほどの実績と伺っておりますが、貸与よりも譲渡希望が強いことなどから、なかなか貸与も進んでいない状況のようです。ご紹介いただきましたみやこ町の町営リースハウス事業の取り組みについては、農家が固定資産を持たなくてもよく、短期間の利用や試作的な生産への利用など一定の効果はあるものと思います。しかしながら、施設を活用する者は同一者に固定しており、結果として長期的な活用がなされていることから、多様な者が気軽に活用している状況にはないと伺っております。町としましては、初期投資を軽減する支援策については既に実施しているところで、こうした実例の実態をかんがみますと、求めたい施設型農業の定着拡大の観点では、一義的には、やはり農家みずからが一部を負担することを基本として、その負担を生産活動ではね返していく意欲、意気込みで取り組んでいただきたいと考えておりますので、ご提案の町営のリース事業は考えておりません。いずれ、今後も施設園芸の新規参入や規模拡大を希望する方々につきましては、県事業の“今こそチャレンジ”農業夢プラン応援事業や就農支援施設導入事業の活用と町のかさ上げ支援を講ずるほか、町単独事業の美郷やさい販売応援事業や美郷やさい生産拡大応援事業などで、初期投資に対して軽減策を講じてまいります。なお、パイプハウスなどの空き施設の情報提供については、今後も農業団体が主体となって取り組みを継続することを町としても要望してまいりたいと思います。以上です。

○議長（伊藤福章君） 8番、深澤 均君。

○8番（深澤 均君） 今、食料の自給率向上が盛んに叫ばれている昨今ですけれども、私は、食料だけが自給率向上ではないと思っております。例えば雇用機会をもっともっと地元の力でふやしていく、就業機会をどんどん向上させていくと、そういう面では地元だけでできるという観点からすれば、お隣の平鹿町の十五野団地にあるように施設型農業、年間を通して就業できる施設

型農業が一番実現性が高いのではないかなと思ってございます。そういう意味で、今すぐにこれを実現する、あしたに実現するということは到底不可能でございますので、美郷町の農業基本構想などにその意味合いを盛り込んで、機会をうかがいながら取り組んでみてはどうか、検討してみてはどうかと思いますけれども、その辺のお考えを伺います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、初期投資という観点については、もう既に軽減策を講じております。また、技術の指導という観点についても、町単独でやっております。先ほど事例に出された旧平鹿町の十五野団地はもう10数年前から取り組んでいる団地で、私の記憶に間違いがなければ農業協同組合が主体となって整備した団地と認識しております。農業生産の根幹に係る部分については、農業生産団体が主体的に担うというのが基本であるだろうと思いますし、それに対し行政が支援を講ずる、あるいは望ましい農業構造にもっていくためにその方針を示すというふうなことが行政の責務であろうと認識しております。

したがって、現在のご提案いただきましたリース事業については、先ほど答弁いたしましたとおり現段階のところでは考えておりません。ただ、構想について十分に検討してもらいたい旨のご要望については、ご要望として承りたいと思います。以上です。

○議長（伊藤福章君） 8番、深澤 均君。

○8番（深澤 均君） 最後の三つ目の体験学習についてお伺いをいたします。

宿泊農業体験として仙台近郊の中学生たちを受け入れて六、七年になるでしょうか。見ず知らずの家に来て、宿泊には不向きな環境と、むしろ不具合だらけの中で、それぞれが自分の意思をあらわし、不足なものがあれば願い、そして感謝する。私たち家族とも、どの子も絶妙にコミュニケーションをとって過ごしていきます。昨年までは1泊でしたが、ことしからは2泊ということで、それらをさらに強く家族皆感じているところですし、グリーンツーリズムを超えた内面的にも非常にいい経験を彼らはしていると感じているところでもあります。できれば、美郷町の中学生たちにもこういう体験、経験をさせるべきと思いますが、教育長のお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 後松順之助君 登壇）

○教育長（後松順之助君） ご質問にお答えいたします。

学校教育における体験学習そのものは、その目的によって多種多岐にわたりますし、当町でも

広い意味での交流を主体とした体験学習にはこれまで積極的に取り組んできたところであります。議員のご質問が農業体験ということですので、農業体験に絞ってお答えさせていただきます。議員がかかわっておられる事業とは別になりますが、大消費地に住む都会の子供たちに、農業体験をしてもらい、農家に民泊することによって生活の基本となる食料生産に対する理解を深めてもらうとともに、日常の生活では会話する機会がほとんどない農家の方々から、作物生産にかかわることの意味と大変さ、喜びなどを学び、その後の成長の一助となることを目指して、仙北市に本拠地を置く団体がその演劇鑑賞や踊りの練習といった活動をセットで農作業体験型修学旅行として企画しておりますが、町でもその趣旨に賛同して、農政課を窓口で農家のご協力をいただいているところであります。

美郷町の中学生にもかかる農業体験が必要ではないかのご指摘ですが、議員が受け入れておられる農業体験が当該生徒に与えるメリットは大きいものがあるかと思われま。一方、目を町内農業に転じますと、高規格化圃場の出現により、子ども大人でさえ我が家の田んぼ、失礼ですが、先ほどの武藤議員のご質問のお言葉をおかしますと「私の土地」ということになりま。我が家の田んぼという認識が薄れつつある中、ましてや小中学生でさえ我が家の田んぼの正確な位置すら知らない子供が出てくるのが予想されます。日に日に変わる農業情勢であればこそ、農業の基本を肌身で感じさせることも意義あることと認識しております。加えて、たとえ数日であっても自宅を離れ、いわゆる他人様の飯をいただく経験は、3世代家族の減少、核家族化、親子の断絶化が危惧されている現在だからこそ、自宅を離れてみることで我が家の居心地のよさや家族の存在を再認識するよい機会と認識しております。

昨年度から国の施策でありますこども農山漁村交流プロジェクトを初め、国や県の動向を見きわめ、関係部局と十分な連携を図りながら、国や県の意向を受けて積極的に体験活動を推進してまいりますとともに、あわせて各家庭でも積極的に我が家の仕事体験をさせることをさまざまな機会に推奨してまいりたいと存じます。以上であります。

○議長（伊藤福章君） 8番、深澤 均君。

○8番（深澤 均君） ありがとうございます。美郷町の子供たちは日本一学力がいいわけですので、それにこういった内面的なものを加えれば鬼に金棒というような期待をしているところでございますので、今後ともよろしくどうかお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。